

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-3 表示方法

10-3-4 表示に関する諸規則

キャッシュ・フロー計算書においても総額主義が適用され、「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分では、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示しなくてはならない。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 46 総額表示

「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示しなければならない。

たとえば、借入れによる収入と支出を相殺し、純額で表示することは認められない。なお、期間が短く、かつ回転が早い項目にかかわるキャッシュ・フローについては純額での表示が認められている。これは、損益計算書原則等でも求められていた総額主義の考え方にほかならない。

また、キャッシュ・フロー計算書に影響を与えるいくつかの項目については、注記して報告することも求めている。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 48 注記事項

キャッシュ・フロー計算書には、次の事項を注記しなければならない。

1. 資金の範囲に含めた現金等の内容及びその期末残高の貸借対照表科目別の内訳
2. 重要な非資金取引
3. 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

介護報酬改定
指定居宅サービス等
主な改定内容

◆訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション

・入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

◆短期入所系サービス

・ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない

◆（看護）小規模多機能型居宅介護

・管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする

◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売共通

・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者を選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。

◆福祉用具貸与

・福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

◆特定福祉用具販売

・選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付ける。

◆居宅介護支援・介護予防支援

次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

・前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

・前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

◆特定施設入居者生活介護

・口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこと

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)